

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年11月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100532 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2100006 号

第 1 結論

平成 5 年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 5 月

私は、平成 5 年 5 月頃、A 市に住んでいたが、実家のある B 市の市役所（本庁）において、請求期間に係る国民年金の資格取得を行うとともに、その場で発行された納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付したにもかかわらず、請求期間は未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 5 年 5 月頃に B 市役所で国民年金の資格取得手続きを行い、その場で発行された納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付した旨を主張している。

しかしながら、戸籍の附票によると、請求者は、請求期間当時、A 市に住所を定めていることが確認できることから、国民年金の資格取得に係る届出は、住民登録されている住所地の市町村に届け出ることとされており、請求期間に住民登録の無い B 市において、請求者が国民年金の資格取得を行うことはできない上、請求者が提出した年金手帳（写）に記載されている内容からも、請求期間に係る被保険者資格取得手続きが B 市で行われたことを確認することはできない。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格取得日（平成 5 年 5 月 1 日）の処理年月日は平成 8 年 4 月 5 日であり、この頃に請求期間に係る国民年金の加入手続きが行われたことが確認できることから、請求者が保険料を納付したと主張する平成 5 年 5 月頃において、請求期間は未加入期間であり、制度上、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、日本年金機構が保管する請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間に国民年金保険料が納付されていたことは確認できず、B 市の国民年金被保険者名簿では、請求期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致してい

る上、A市及びB市はそれぞれ、「請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認できる資料等はない。」旨を回答している。

このほか、オンライン記録による氏名検索を行っても、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。